

お宅のブロック塀は大丈夫ですか？

高野町では、地震で倒壊する恐れのある危険なブロック塀等の撤去及び改善に対する補助事業を行っています。（高野町ブロック塀等補助事業）

【補助の概要】

○塀の種類

道路等に面したコンクリートブロック造り、レンガ造り、石造り等の塀で、道路面から高さ0.6m以上で延長2m以上のもの

《補助額》 ①+② 【最大50万円】

①ブロック塀等の撤去

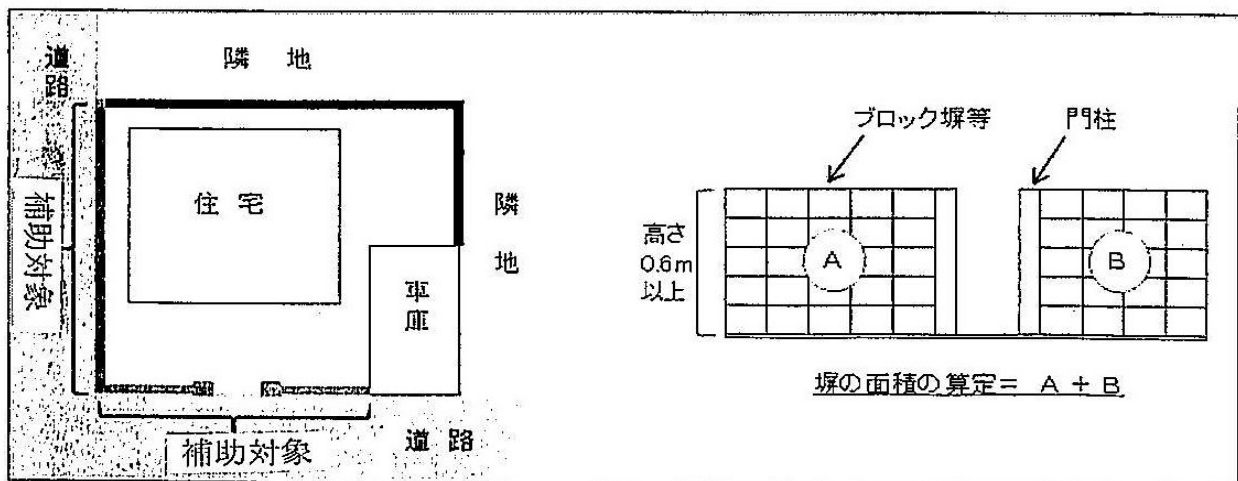
撤去に要する費用と面積1㎡あたり10,000円を比較して、いずれか少ない金額の9割
【限度額40万円】

②ブロック塀等の改善

ブロック塀等を撤去後、引き続き、生垣、板塀等の設置に要する費用と延長1mあたり20,000円を比較して、いずれか少ない金額の1/2 限度額10万円】

※ ①、②とも千円未満の補助額は切捨てとなります。

【補助対象となる例】



お問合せ

高野町役場建設課

担当：浦部、入谷

TEL56-2934

高野町ブロック塀等撤去・改善耐震対策事業について

高野町では、地震におけるブロック塀等の倒壊被害の軽減のために、道路等に面した、危険なブロック塀等の撤去及び撤去後に生垣等の塀に改善する場合に、その費用の一部を補助する耐震対策事業の補助金制度を実施していますので、ご活用してください。

○ブロック塀の点検をしてみましょう。

塀の安全性のチェックリスト（別表第1）を参考に確認してください。

一つでも適合しない項目がある場合、この制度を利用して、塀の撤去を検討してください。適合しているか不明な場合は、伊都振興局建設部 総務調整課建築G（0736-33-4922）又は高野町建設課（0736-56-2934）にお問い合わせください。

● 補助額

【撤去事業】 町内の不良なブロック塀等を撤去する事業

撤去に要する費用と面積1㎡あたり10,000円を比較して、いずれか少ない金額の9/10【限度額40万円】

【改善事業】 撤去後に生垣等の塀に改善する事業

ブロック塀等撤去後、引き続き生垣、板塀等の設置に要する費用と延長1mあたり20,000円を比較して、いずれか少ない金額の1/2【限度額10万円】

※ 撤去事業及び改善事業とも千円未満の補助額は切捨てです。

● 受付期間

令和5年4月3日（月）～令和5年12月28日（木）まで

（令和6年2月29日（木）までに、完了報告できるもの。）

※募集件数に達し次第、受付を終了します。

● 申請条件

次の要件すべてに該当すること。

- (1) 町内に存するブロック塀等の所有者で、町税等を完納していること。
- (2) 不特定多数の者が通行する道路等に面したブロック塀等で、道路面からの高さ60cm以上で延長2m以上のもの。
- (3) 塀の安全性のチェックリストにより点検を行い、適合しない項目があるもの。

※ 役場建設課の担当者が現地確認にお伺いしますので、事前にご相談ください。

● 補助の条件

町の交付決定通知後に契約・着工し、令和6年2月29日（木）までに、必要書類を添付し完了報告書を提出すること。

● 募集件数

【撤去事業】・・・3件

【改善事業】・・・3件

別表第1（第2条関係）

安全性のチェックリスト

1 コンクリートブロック塀

点検項目	点検内容	判定
① 高さ	塀の高さは、 2.2m 以下か。	
② 厚さ	塀の高さ 2 m 超の場合は、厚さ 15cm 以上か。	
	塀の高さ 2 m 以下の場合は、厚さ 10cm 以上か。	
③ 控え壁	塀の高さが 1.2m 超の場合は、塀の長さ 3.4m 以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突き出た控え壁があるか。	
④ 基礎	コンクリートの基礎があるか。	
	塀の高さが 1.2m 超の場合は、基礎の根入れ深さ 30cm 以上か。	
⑤ 健全性	塀の傾き、ひび割れはないか。	
⑥ 鉄筋の有無	塀の中に直径 9mm 以上の鉄筋が、縦横とも 80cm 間隔で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。	

2 組積造（れんが造、石造等）の塀

点検項目	点検内容	判定
① 高さ	塀の高さは、 1.2m 以下か。	
② 厚さ	壁頂までの距離の 1/10 以上あるか。	
③ 控え壁	壁の長さ 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があるか。	
④ 基礎	コンクリートの基礎があるか。	
⑤ 健全性	塀に傾き、ひび割れはないか。	

3 その他の塀（土塀、万年塀等）

点検項目	点検内容	判定
① 健全性	塀に傾き、ひび割れはないか。	

4 上記以外で危険と判断される根拠がある場合は、次に記述し説明してください。

（例：人の力でぐらつく、透かしブロックを連続使用しており、縦筋が入っていない等）

※ 適合しない項目について、「判定」欄に×印を記入してください。

■ 高野町ブロック塀等補助事業の手続きの流れ

① 事前相談

役場窓口又はお電話で役場建設課までご相談ください。

② 事前調査依頼

補助対象部分の事前調査書（様式第 2 号）に、ブロック塀等所在地の地図及び撤去、改善費の施工見積書（写し）を添付した依頼により、現地調査にお伺いします。

③ 交付申請

- A 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- B 敷地の位置図
- C 配置図及び立面図
- D 施工業者の見積書の写し
- E 現況写真
- F 事前調査書の写し（様式第 2 号）
- G 誓約書（様式第 3 号）

④ 交付決定通知

決定通知が届いてから、施工業者と契約又は発注書＋請書等してください。

⑤ 工事の実施

交付決定後、変更等が生じた場合は、変更等承認申請してください。

⑥ 実績報告

工事終了後に、速やかに実績報告してください。

- A 実績報告書（様式第 7 号）
- B 位置図
- C 写真（施工前、施行中、完了後）
- D 契約等（写し）及び領収書（写し）

⑦ 額の確定通知

現地確認を行って、補助金額の確定を申請者あてに通知します。

⑧ 補助金交付請求

補助金の振込先口座を記入して提出してください。（様式第 9 号）

⑨ 補助金の振込

会計処理から、振込みまで約 1 ヶ月かかります。